

参考資料

用語解説・出典資料

- *1 (P.3) 河野重男・伊藤俊夫『社会教育講座 第四巻 社会教育の施設』第一法規
1979年
- *2 (P.4) ミレニアムホール
生涯学習センター2階に設置されている定員300名のホール。コンサートや演奏会のほか、各種発表会、講演会などを開催。
- *3 (P.6) ICタグシステム
電波を受けて働く小型の電子装置を付けることにより、モノを電子的に識別できるようにするシステム。
- *4 (P.7) レファレンスサービス
図書館において、資料・情報を求める利用者に対し、文献などの紹介・提供や資料の検索方法の案内を行うサービス。
- *5 (P.7) パスファインダー
あるテーマや話題について調べる際に役立つ資料やツール、調べ方などを紹介した手引き。
- *6 (P.7) レファレンス協同データベース
国立国会図書館が全国の図書館などと協同で構築している、調べ物のためのデータベース。公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館などにおけるレファレンス事例などを蓄積し、インターネットを通じて提供。
- *7 (P.8) あかちゃんえほんタイム
絵本を媒体にして、保護者に読み聞かせの大切さや読み聞かせの方法を伝え、読書を通じて楽しい子育てができるように支援するために実施している事業。
- *8 (P.8) ワークショップ
参加者自らが積極的な意見交換や体験を行う講座など。

*9 (P.18) 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

*10 (P.19) 電子書籍

資料や出版物の情報をデジタル化し、印刷物の代わりに電子機器のディスプレイ上で閲覧できるようにした書籍。

*11 (P.26) 対面朗読サービス

目が不自由な方に本を対面で読み上げるサービス。

*12 (P.28) 総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等」
2018年3月28日

東京都台東区立図書館館則

平成13年 9月11日
教育委員会規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、東京都台東区生涯学習センター条例（平成13年6月台東区条例第55号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、東京都台東区立図書館（以下「館」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館資料 図書資料及び視聴覚資料
- (2) 図書資料 図書、記録、官報、地図、絵画、雑誌、パンフレット等
- (3) 視聴覚資料 フィルム、ビデオテープ、CD、DVD、録音テープ、紙芝居、スライド等
- (4) 視聴覚機材 16ミリフィルム映写機、ビデオデッキ等

(館の事業)

第3条 条例第2条第1項に定める事業の細目については、別に定めるものとする。

(開館時間)

第4条 東京都台東区立中央図書館（以下「中央図書館」という。）の開館時間は、東京都台東区生涯学習センター条例施行規則（平成13年7月台東区教育委員会規則第18号。以下「施行規則」という。）第3条に定めるところによる。

- 2 条例第15条に規定する分館及び分室（以下「分館等」という。）の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、中央図書館長（以下「館長」という。）は、必要があると認めるときは、教育長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 中央図書館の休館日は、施行規則第2条に定めるところによる。

- 2 分館等の休館日は、次の各号に掲げるところによる。ただし、館長は、教育長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」

という。)。ただし、休日が日曜日（第5号に定める定期休館日を除く。）にあたる
ときは、休館日としない。

(2) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。

(3) 館内整理日（第3木曜日）。ただし、第3木曜日が休日にあたる場合は、その翌日
とする。

(4) 特別整理日（1年のうち5日以内）

(5) 定期休館日

図書館	定期休館日
根岸図書館	1 月曜日（休日でない第1月曜日を除く。） 2 第1月曜日の前日
石浜図書館	1 月曜日（休日でない第3月曜日を除く。） 2 第3月曜日の前日
中央図書館浅草橋分 室	1 月曜日（休日でない第2日曜日の翌日及び第5月曜日を除く。） 2 第2日曜日及び第5月曜日の前日
中央図書館谷中分室	

3 前項第4号に定める特別整理日については、教育長の承認を得て、館長が定めるもの
とする。

（損害賠償）

第6条 館長は、利用者が図書館資料を紛失、汚損又は損傷したときは、現品又は金銭を
もって弁償させることができる。

（入館の制限）

第7条 館長及び分館の館長（以下「分館長」という。）は、次の各号の一に該当すると
きは、入館を禁じ、若しくは制限し、又は退館させることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するとき。

(2) 他の利用者への迷惑行為があったとき。

(3) その他、係員の指示に従わない等管理運営上支障があるとき。

(貸出し制限等)

第8条 館長が指定した図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が管理運営上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(個人館外貸出し)

第9条 利用者が図書館資料の貸出しを受けようとするときは、利用申込書により申請し、図書館利用カードの交付を受けなければならない。

- 2 図書館利用カードは、東京23区内に居住し、又は台東区内に通勤し、若しくは通学する者のうち、身分証明書等により氏名、住所、連絡先等が確認できた者又は館長若しくは分館長が適当と認めた者に交付する。
- 3 図書館利用カードの有効期間は2年間とする。ただし、前項に規定する要件を満たし、かつ、第14条の規定による措置を受けていない場合に限り、図書館利用カードの有効期間を更新することができる。
- 4 利用者が前項に規定する更新をしないとき及び継続して2年以上図書館資料の貸出しがないときは、当該図書館利用カードを抹消することができる。
- 5 図書館資料の貸出し数及び期間は、別表第2のとおりとする。ただし、館長又は分館長が必要と認めたときは、貸出し数及び期間を変更することができる。
- 6 図書館利用カードを紛失、汚損又は損傷したときは、第2項に規定する要件を満たし、かつ、第14条の規定による措置を受けていない場合に限り、図書館利用カードを再発行することができる。

(団体貸出し)

第10条 図書館資料の団体貸出しを受けようとする者は、団体利用申込書により申請し、団体図書館利用カードの交付を受けなければならない。

- 2 団体図書館利用カードは、館長が審査の上適当と認めたときに交付する。
- 3 継続して2年以上図書館資料の貸出しがないときは、当該団体図書館利用カードを抹消することができる。
- 4 図書館資料の貸出し数及び期間は、別表第3のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、貸出し数及び期間を変更することができる。

(池波正太郎記念文庫)

第11条 池波正太郎の事績を記念し、かつ普及することを目的として、中央図書館内に池波正太郎記念文庫（以下「記念文庫」という。）を設置する。

- 2 記念文庫は、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 関連資料及び池波正太郎氏の遺愛品等の展示に関すること。
 - (2) 関連資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。
 - (3) 広報に関すること。
 - (4) 前各号のほか、記念文庫設置の目的達成に必要な事業
- 3 記念文庫の資料は、館外貸出しをしない。ただし、文学館等公共的な施設から依頼があった場合は、この限りでない。
- 4 記念文庫の資料は、館長が指定するものを除き、記念文庫内で閲覧に供するものとする。

(図書館資料の受贈)

第12条 館は、図書館資料の受贈をすることができる。

- 2 受贈された図書館資料は、一般の利用に供することができる。

(図書館資料の複製)

第13条 館は、利用者が図書館資料の複製を希望するときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に規定する範囲内においてこれを行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、複製による破損等のおそれのある図書館資料で館長が指定するものについては、これを認めないことができる。
- 3 複製に要する費用は、利用者の負担とする。

(未返却者に対する措置)

第14条 館長及び分館長は、利用者が図書館資料の返却を怠り、又は督促しても返却しないときは、以後その者に対する貸出しを停止することができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、館の管理運営に関し必要な事項は、あらかじめ教育長の承認を得て、館長が定めることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年9月26日から施行する。

(東京都台東区立図書館館則の廃止)
- 2 東京都台東区立図書館館則（昭和44年3月台東区教育委員会規則第1号）は、廃止する。

付 則（平成14年3月29日教育委員会規則第18号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月31日教育委員会規則第12号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

付 則（平成17年9月13日教育委員会規則第20号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

付 則（平成18年6月13日教育委員会規則第19号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

付 則（平成24年3月14日教育委員会規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に図書館利用カードの交付を受けている者で、この規則による改正後の第9条第2項の規定に該当しない者については、この規則の施行の日から1年以内に身分証明書等により氏名、住所、連絡先等が確認できた場合に限り、平成26年3月31日まで利用することができる。

付 則（平成27年3月12日教育委員会規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年11月17日教育委員会規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年12月18日教育委員会規則第13号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

図書館	開館時間	
根岸図書館	月曜日から土曜日まで	午前9時30分から午後8時まで
	日曜日	午前9時30分から午後5時まで
	1月4日	午前10時30分から午後8時まで（日曜日に当たるときは午後5時まで）
石浜図書館	月曜日から土曜日まで	午前9時30分から午後7時まで
中央図書館浅草橋分室	日曜日	午前9時30分から午後5時まで
	1月4日	午前10時30分から午後7時まで（日曜日に当たるときは午後5時まで）
中央図書館谷中分室	月曜日から土曜日まで	午前9時30分から午後9時まで
	日曜日	午前9時30分から午後5時まで
	1月4日	午前10時30分から午後9時まで（日曜日に当たるときは午後5時まで）

別表第2（第9条関係）

資料	貸出し数	期間
図書	1人1回15冊以内	2週間
CD	1人1回3点以内	2週間
ビデオテープ・DVD	1人1回2点以内	1週間

別表第3（第10条関係）

資料	貸出し数	期間
図書	構成員1人につき	30日
紙芝居	1回5冊以内	
16ミリフィルム	1回5点以内	1週間
視聴覚機材	1回1台	1週間

台東区立図書館資料収集方針

(目的)

- 1 この方針は図書館法及び台東区立図書館則に定めた事業目的の達成のため、資料の収集について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- 1 資料の収集においては、「図書館の自由に関する宣言」をふまえ利用者の知る権利を保障するため、あらゆる資料に対し、社会的、政治的、宗教的偏見にとらわれることなく、公平に、かつ自由に収集する。
- 2 収集する資料の種類は、図書、新聞、雑誌、紙芝居、視聴覚資料などとする。
- 3 利用者の知的欲求、学習に応えるために台東区に関する資料を積極的に収集する。
- 4 区政の動向を考慮し、区民の関心の高い行政課題に関する資料を積極的に収集する。
- 5 資料の収集・選定は、「台東区立図書館資料収集委員会」を設置し、組織的に行う。なお、この委員会の要領は別途定める。
- 6 利用希望の多いものなどは、必要に応じて複本を収集する。
- 7 地域資料については、別途定める「台東区立中央図書館郷土・資料調査室整備指針」を考慮して収集を行う。
- 8 児童図書については、別途定める「台東区子ども読書活動推進計画」を考慮して収集を行う。

(分担収集)

- 1 資料の収集にあたっては、中央図書館（以下、中央館という）、分館及び分室（以下、地域館という）ともそれぞれ機能に応じ分担収集を行うものとする。
 - (1) 中央館は、一般的な資料とともに、大学教養程度の専門的資料も収集し、かつ、永続的に価値を有すると思われる資料を積極的に収集する。
 - (2) 地域館は、その館の利用者の要求を十分に取り入れ、教養の向上、レクリエーション及び日常生活に役立つ資料を積極的に収集し、利用者の開拓、図書の普及をめざす。

(資料別方針)

- 1 一般図書
全分野にわたり、図書館運営に不可欠な基本的な資料や、入門的な資料から専門的資料まで、幅広く収集する。
- 2 児童図書
児童が読書に対する楽しみや喜びを体験し、感性や想像力を育み、未知なる可能性やさまざまな興味、知識欲に対応できるよう、それぞれの発達段階に適切な資料を幅広く

収集する。

中央館では、児童文学を研究する人の利用に供するための復刻や受賞作の収集、絶版本の保存に留意する。

3 ヤングアダルト（青少年向け）資料

中学生、高校生のための資料は青少年の多様かつ広範囲にわたる要求に応えられるよう、分野、対象年齢を問わず利用が見込まれるものを幅広く収集する。

4 参考（レファレンス）資料

中央館は全分野にわたり調査研究に必要な辞典、年鑑、年表、目録、書誌、白書、法令などを幅広く収集し、地域館では基本的な参考資料を中心に収集する。

5 地域資料

台東区を中心として東京都全域を含めた地域の歴史、風土、芸術、文化、産業などの実情や変遷を記録した文書、写真、その他の資料を収集する。

中央館には郷土・資料調査室を設け、郷土を調査、研究する人などからの相談業務の手助けとなる資料を可能な限り収集する。

また台東区に関係の深い文学作品や作家研究書を可能な限り収集する。

6 行政資料

国及び地方公共団体の刊行物は必要と認めたものを収集する。台東区が刊行したもの、台東区の行政に関する資料は積極的に収集する。

7 池波正太郎記念文庫関連資料

池波正太郎氏の業績や作品の世界を広く伝えるため、池波正太郎氏作品、原稿、挿絵、関連の本などを収集する。また時代小説に関連した賞の受賞作品、戦前から現代までの時代小説に関する資料を収集する。

8 外国語資料

利用の多い言語を中心に外国語資料を収集する。中央館は外国語で書かれた文芸書、日本を紹介する資料、語学学習用図書などを積極的に収集し、外国人の日本における日常生活に資するよう配慮する。同時に外国語の習得を目的とする利用者の要求に応えるよう、ベストセラー図書や文学賞受賞作品などを幅広く収集する。

地域館は利用者の外国語資料の必要性を考慮して収集する。

9 マンガ資料

社会的評価の定まった作家、作品、またマンガ関連各賞受賞作品を考慮し、資料的価値のあるマンガを中心に収集する。

10 雑誌

あらゆる分野にわたり、知識、情報を提供するものを幅広く収集する。ただし娯楽雑誌、及び高度な専門雑誌については厳選して収集する。その際には図書との関連性を十分に考慮し、全館で調整し分担収集する。

1.1 新聞

全国紙を中心に収集する。中央館では外国語新聞などの収集も行う。

1.2 障害者サービスの資料

目の不自由な方、または一般の図書利用、読書が困難な方のために、DAISY（情報付き録音）資料、コンパクトディスク（CD）資料、大活字本などを収集するとともに、DAISY資料製作を行う。

1.3 視聴覚資料

視聴覚資料については、CD資料、DVD資料を中心に収集を行う。

1.4 その他の資料

上記に含まれない資料についても、必要に応じて適宜、収集する。

付 則

この方針は、昭和62年3月1日から実施する。

付 則

この方針は、平成5年7月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成28年8月1日から施行する。